

大卒程度対応

地方上級・市役所・国家一般職・国税専門官・
労働基準監督官・裁判所職員

公務員試験

ゼロからはじめる!

テキスト Quick クイックマスター Master

憲法

- LEC専任講師陣が総力を挙げて作成
- 読むだけでLECの講義を疑似体験
- 国家公務員新試験制度に対応
- 全国の市役所採用試験対策にも最適



LEC 東京リーガルマインド 編著

は し が き

公務員はどのような仕事をしているの？

皆さんは公務員にどのようなイメージを抱かれていますか？ 普段私たちが目にする公務員といえば、市役所の受付や警察官・消防官などです。もちろんこのような仕事も公務員の重要な職務の一つです。

実際は、公務員はもっと幅広い業務を行っています。たとえば、国家公務員は経済・外交・福祉など国家の基本政策の企画立案に参画し、決定した政策を遂行します。地方公務員は、各地方自治体が地域の特性に合わせて独自の政策を展開しています。今後、地方分権の推進により地方独自の企画立案をする機会が増加することが予想されます。

このように公務員の職務は多岐に渡り、今後も職域が広がることが予想されます。

公務員になろう

これからの公務員に要求されるのは、幅広い領域の企画立案ができるような能力を持った人材です。そのため、公務員試験は教養試験も専門試験も非常に多岐に渡っています。全ての出題範囲を網羅的に学習するのは長い時間がかかります。短期間で公務員試験に合格するためには、試験に出題される範囲を効率的に学習する必要があります。

本書は、大卒レベルの国家公務員一般職、市役所試験レベルの公務員試験の重要分野をわかりやすく解説したテキストです。初めて勉強される方でも理解しやすいよう全体像が描けるような構成に、学習が進んだら応用分野を中心に知識の確認ができるようになっています。

本書を利用された皆さんが、最終合格を勝ち取られることを心より祈念いたします。

2012年2月吉日

株式会社 東京リーガルマインド
L E C 総合研究所 公務員試験部

本書の効果的活用法

プロローグ

本編では、憲法とは何か、さらに日本国憲法の原理とは何かなどについて、学習していきます。本編で学習する内容は、直接本試験で聞かれるようなものではありませんが、これから憲法を学んでいくうえでの土台となる部分ですので、しっかり理解しておきましょう。

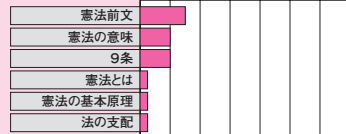
プロローグ

編全体に対する導入コメントです。これから勉強する範囲の全体像がつかめます。

過去の出題例

本試験過去問をもとに、分野ごとの出題傾向をわかりやすく、グラフにしました。勉強をする際の目安にしてください。

過去の出題例



1 憲法とは

憲法といえば、日本では聖徳太子の定めた「十七条の憲法」が有名ですが、ここでいう憲法とは何を意味しているのでしょうか。また、憲法に共通する項目は何でしょうか。

憲法とは一般的に、その社会で一番大切な「ルール」のことをいいます。すなわち、国家は巨大な組織ですから、その組織を規律するルールが必要となります。このルールが憲法ということです。

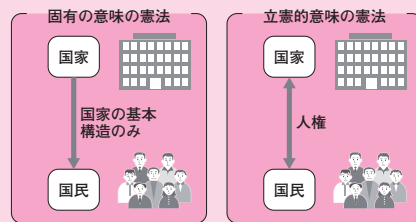
本文

各項目について具体的なイメージをつかむことができます。

図表

図表を見やすくして、わかりやすくまとめました。

【固有の意味の憲法と立憲の意味の憲法】



判例

試験で問われるポイントが
一目瞭然です。

判例 《マクリーン事件》最大判昭53.10.4

【事案】 外国人に政治活動の自由は認められるかが争われた事件
【判旨】 基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象としてい
ると解されるものを除き、わが国に在留する外国人にも及ぶ。そして、政
治活動の自由については、わが国の政治的意思決定またはその実施に影響
を及ぼすようなものを除いて、外国人にも保障される。

これだけは覚えよう

本文の中から、本試験に合
格するためにどうしても理
解しておかなければならな
いものを厳選してまとめて
おきました。

これだけは覚えよう

▶ 形式的意味の憲法と実質的意味の憲法

- (1) 形式的意味の憲法
憲法という名前でよばれる成文の憲法典
- (2) 実質的意味の憲法
憲法の法形式にかかわらず、およそ実質的に国家の基本秩序を構成してい
る法 ※成文であるか不文であるかを問わない
 - ① 「固有の意味の憲法」
国家における組織や構造に関する基本法
 - ② 「立憲的意味の憲法」
自由主義に基づいて定められた国家の基礎法

▶ 形式と性質による分類

- (1) 形式による分類
憲法が成文の形式で存在する場合→成文憲法
憲法が不文の形式で存在する場合→不文憲法

一問一答復習問題

- | | | |
|-----|--|----------------|
| Q 1 | 実質的意味の憲法とは、実質的に国家の基本秩序を構成している成文の法をいう。 | × (成文・不文を問わない) |
| Q 2 | 国家における組織や構造に関する基本法を「固有の意味の憲法」といい、自由主義に基づいて定められた国家の基礎法を「立憲的意味の憲法」というが、日本国憲法は後者に属する。 | ○ |
| Q 3 | 日本国憲法は成文かつ硬性憲法であり、イギリス憲法は不文かつ軟性憲法である。 | ○ |

一問一答復習問題

本試験で実際に問われている
内容を、一問一答形式にして
あります。復習する際に使用
してください。

目次

公務員試験 テキスト
ゼロからはじめる！
クイックマスター

憲法

はしがき

本書の効果的活用法

第1編

憲法総論

第1章 日本国憲法の基本原理	3
1 憲法総論	4
2 日本国憲法の基本原理	8
3 法の支配と法治主義	10
4 憲法前文	14

第2編

基本的人権

第1章 人権総論	19
1 人権とは	20
2 人権の内容	24
3 人権享有主体性	28
4 人権の限界	34
5 私人間効力	40
6 国民の義務	44
第2章 幸福追求権と法の下での平等	47
1 幸福追求権	48
2 法の下での平等	52
第3章 精神的自由	57
1 思想・良心の自由	58
2 信教の自由	62
3 学問の自由	70
4 表現の自由とは	76
5 表現の自由の内容	80

6 表現の自由の限界 (違憲審査基準)	86
7 表現の自由の限界 (検閲・事前抑制他)	90
8 集会・結社の自由	96

第4章 経済的自由 99

1 経済的自由	100
2 居住・移転の自由	106
3 財産権の保障	108

第5章 人身の自由 115

1 人身の自由	116
2 被疑者の権利	120
3 被告人の権利	124
4 行政手続と行政手続規定	128

第6章 社会権 131

1 社会権	132
-------------	-----

第7章 国務請求権・参政権 141

1 国務請求権	142
2 参政権	148

第3編

統治機構

第1章 統治総論 155

1 国民主権と権力分立	156
-------------------	-----

第2章 国会 161

1 国会の地位	162
2 国会の組織	168
3 国会議員の特権	174
4 国会の活動	178
5 衆議院の解散・参議院の緊急集会	184
6 国会の権能・議院の権能	188

第3章 内閣	193
1 行政権と議院内閣制	194
2 内閣の組織	198
3 内閣の権能	202
第4章 天皇	209
1 天皇	210
第5章 裁判所	213
1 司法権の意義と限界	214
2 裁判所の組織と権能	222
3 司法権の独立	228
4 違憲審査権	234
第6章 財政	239
1 財政	240
第7章 地方自治	247
1 地方自治	248
2 地方公共団体の機関	252
3 条例	256
第8章 憲法保障	259
1 憲法保障	260
INDEX	264

第 1 編

憲法総論

プロローグ

本編では、憲法とは何か、さらに日本国憲法の原理とは何かなどについて、学習していきます。本編で学習する内容は、直接本試験で聞かれるようなものではありませんが、これから憲法を学んでいくうえでの土台となる部分ですので、しっかり理解しておきましょう。

第 1 章 日本国憲法の基本原理

1 憲法総論

1 憲法とは

憲法といえば、日本では聖徳太子の定めた「十七条の憲法」が有名ですが、ここでいう憲法とは何を意味しているのでしょうか。また、憲法に共通する項目は何でしょうか。

憲法とは一般的に、その社会で一番大切な「ルール」のことをいいます。すなわち、国家は巨大な組織ですから、その組織を規律するルールが必要となります。このルールが憲法ということです。

2 形式的意味の憲法と実質的意味の憲法

(1) 形式的意味の憲法

憲法という名前前でよばれる成文の憲法典のことをいいます。この形式的意味の憲法は、通常法律よりも高い形式的効力を有する規範であることをその要素としています。

(2) 実質的意味の憲法

憲法の法形式にかかわらず（成文であるか不文であるかを問わない）、およそ実質的に国家の基本秩序を構成している法のことをいいます。

なお、実質的意味の憲法には、**固有の意味の憲法**と、**立憲的意味（近代的意味）の憲法**があります。

3 固有の意味の憲法と立憲的意味の憲法

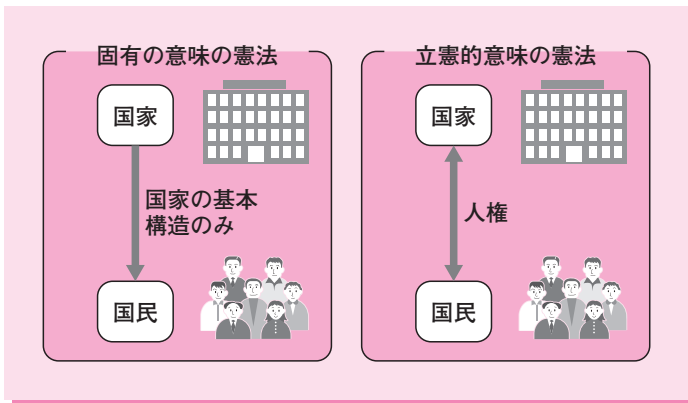
このように憲法というものは、私たちが日常生活で意識している「憲法」といった概念と必ずしも一致するものではなく、もともとの意味は、「国家における組織や構造に関する基本法」のことを指すのです。この意味での憲法のことを「**固有の意味の憲法**」といい、この意味の憲法は、いかなる時代のいかなる国家にも存在します。

固有の意味の憲法は、誰が国の実権を握っているかを決定するだけ

であって、それが国王や殿様であるということになれば、中世ヨーロッパの絶対主義王政や日本の江戸時代のような社会を正当化する役割を果たすだけです。

しかし、国王や殿様といっても、肩書きをはずして裸にしてしまえば、一般の庶民とどこが違うのかという疑問が人々の間に生じてきます。これが、ヨーロッパにおける市民革命のきっかけとなった考え方（啓蒙思想などといわれます）なのです。つまり、国王が絶対に偉いわけではないという考え方（平等思想）に基づいて、新しい国のあり方を定めるようになったのが、憲法の新しい姿ということになります。このように、自由主義に基づいて定められた国家の基礎法、すなわち、国民も貴族も国王も、みんな平等であって、同じように扱われるべきであるという内容にこだわった憲法のことを「**立憲的意味の憲法**」とよぶのです。

【固有の意味の憲法と立憲的意味の憲法】



4 形式と性質による分類

(1) 形式による分類

① 成文憲法

実質的意味の憲法が成文の形式で存在する場合をいいます。近代および現代の憲法は、イギリスなどを除いてすべて成文憲法です。

② 不文憲法

固有の意味の憲法あるいは実質的意味の憲法が、不文法、つまり慣

習法や判例法または習律の形式で存在する場合をいいます。イギリス憲法がその代表例です。

(2) 性質による分類

① 硬性憲法

通常の法律の制定手続（国会における過半数の賛成，59条1項）とは異なる，特別・慎重な手続によらなければ変更できないとされている憲法のことをいいます。日本国憲法の場合，憲法を改正するには，各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議し，国民投票で過半数の賛成を得ることが必要とされています（96条1項）。したがって，日本国憲法は硬性憲法であるといえます。

② 軟性憲法

通常の立法手続の場合と同じ手続で変更することができる憲法のことをいいます。イギリス憲法が軟性憲法の代表例です。

これだけは覚えよう

➡ 形式的意味の憲法と実質的意味の憲法

(1) 形式的意味の憲法

憲法という名前ではよばれる成文の憲法典

(2) 実質的意味の憲法

憲法の法形式にかかわらず，およそ実質的に国家の基本秩序を構成している法 ※成文であるか不文であるかを問わない

① 「固有の意味の憲法」

国家における組織や構造に関する基本法

② 「立憲的意味の憲法」

自由主義に基づいて定められた国家の基礎法

➡ 形式と性質による分類

(1) 形式による分類

憲法が成文の形式で存在する場合→成文憲法

憲法が不文の形式で存在する場合→不文憲法

(2) 性質による分類

憲法改正の手續が通常の法律の制定手續より厳格→硬性憲法

憲法改正の手續が通常の法律の制定手續と同様→軟性憲法

一問一答復習問題

- | | |
|--|-----------------------|
| <p>Q 1 実質的意味の憲法とは、実質的に国家の基本秩序を構成している成文の法をいう。</p> | <p>× (成文・不文を問わない)</p> |
| <p>Q 2 国家における組織や構造に関する基本法を「固有の意味の憲法」といい、自由主義に基づいて定められた国家の基礎法を「立憲的意味の憲法」というが、日本国憲法は後者に属する。</p> | <p>○</p> |
| <p>Q 3 日本国憲法は成文かつ硬性憲法であり、イギリス憲法は不文かつ軟性憲法である。</p> | <p>○</p> |

2

日本国憲法の基本原理

1 日本国憲法の基本原理

日本国憲法は立憲的意味（近代的意味）の憲法です。つまり、日本国憲法は、国民の権利・自由が権力（特に政府）によって侵害されることがないようにすることを基本的な狙いとしています。そこで、形式的にも実質的にも最高の位置にある日本国憲法には、国民の権利・自由を保障するための基本的な約束事が定められています。すなわち、日本国憲法は、**基本的人権の尊重**、**国民主権**、**平和主義**という3つの原理を採用しています。

2 基本的人権の尊重

基本的人権の尊重とは、「人は本来的に自由な存在であり、国民に対する国家からの干渉をできるだけ排除することが社会の発展を促すものである」とする政治原理のことをいいます。

そして、基本的人権の尊重の中核となるのが、**個人の尊厳の尊重**です。個人の尊厳とは、難しい言葉ですが、「すべての人が1人の人間として等しく尊重されなければならない」とする理念のことをいい、日本国憲法の基本理念の柱をなしています。日本国憲法は13条前段で、「すべて国民は、個人として尊重される」と規定しており、この規定が個人の尊厳の尊重を述べているとされています。

3 国民主権

国民主権とは、**国政の最終的決定権が国民にあり、主権者である国民が自ら政治に参加し国民の意思を反映した政治が行われるべきこと**をいいます（すなわち、自分たちのことは自分たちで決めるということです）。

日本国憲法は、前文1項で「主権が国民に存する」、1条で「主権の存する日本国民」と規定し、国民主権原理を採用しています。そして、この国民主権の人権面での現れが、選挙権（15条）であり、統治面での現れが、代表民主制（43条）、憲法改正の国民投票（96条）

などとなっています。

4 平和主義

日本国憲法は、個人の尊厳を最高理念とし、これを達成するために基本的人権の尊重（自由主義）と、国民主権（民主主義）を基本原理として定めています。しかし、これらの理念を掲げても、国が戦場となってしまったのでは、実現することは不可能です。そこで、憲法は先の大戦への反省を込めて、平和主義を憲法の基本原理として定めています（前文・9条）。

これだけは覚えよう

▶ 日本国憲法の基本原理

- ① 基本的人権の尊重（前文1項・13条）
- ② 国民主権（前文1項・1条）
- ③ 平和主義（前文2項・9条）

一問一答復習問題

- Q 1** 日本国憲法の基本原理は、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の3つであり、これらの原理はすべて憲法前文に定められている。 ○

3

法の支配と法治主義

1 法の支配

法の支配とは、**国家権力の濫用を防止し、国民の自由を守るために、すべての国家権力を法によって拘束するという考え方**のことで、国家権力を握った人々がその権力を濫用することは、過去の歴史の中で何度も繰り返されています。過去に、権力者が権力を濫用することができたのは、権力者自身が権力の源泉であって、その権力者は何ものにも拘束されることがないとされ、恣意的な支配がまかり通ってきたためにほかなりませんでした。そこで、権力の濫用を防止するために、権力を法によって拘束する、すなわちすべての権力は法によって支配されるべきであるとする考え方（＝法の支配）が生まれてきたわけです。ここにいう「法」とは、「正しい法」のことをいうと考えられています。

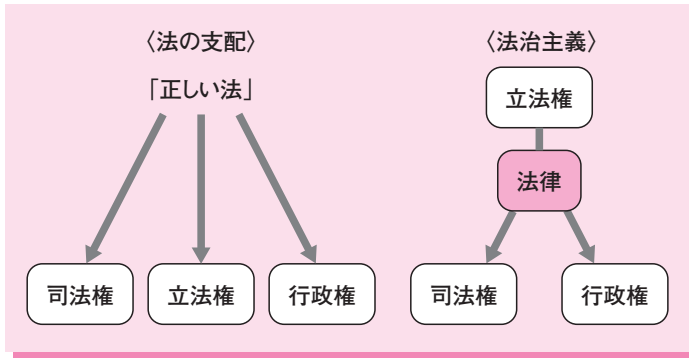
そして、憲法は、法の支配が守られているかどうかをチェックする役割を、公平・中立な立場にある裁判所に担わせています（81条）。

2 法治主義

法治主義とは、**議会によって制定された法律によって政治が執り行われなければならないという考え方**をいいます。「法の支配」における「法」が、「正しい法」を指し示しているのに対して、法治主義における「法」とは、議会によって制定された、形式的意味の法を指し示している点で、両者は大きく異なります。すなわち、法の支配においては、権力、つまり、行政権のみならず立法権も、この「法」に従わなければならないのに対して、法治主義においては、立法権が「法」を作る以上、立法権は「法」に従うことはありえないということになるわけです。

このように、法治主義を形式的に捉えると、法の支配と大きく異なったものとして捉えられることとなりますが、こうした捉え方を「形式的法治主義」とよびます。しかし、現在では、法治主義の「法」も内容を問われるべきであるとする「実質的法治主義」の考え方が主張され、人権保障を内容とする法律を定めることが立法権にも要請され

るようになっていきます。そしてその結果、法の支配と実質的法治主義の意味は、ほぼ同じものとなります。



これだけは覚えよう

➡ 法の支配と法治主義

法の支配	(形式的) 法治主義
行政権のみならず議会をも拘束 ＝法の内容の適正を要求	行政権・司法権だけを拘束 ＝法の内容の適正は不問

一問一答復習問題

- Q 1** 法の支配における「法」とは正しい法をいうのに対し、法治主義における「法」とは議会によって制定された法をいうから、法治主義においては立法権も「法」に拘束されることになる。
- × (法の支配においては立法権も「法」に拘束される)
- Q 2** 実質的法治主義においては、人権保障を内容とする法律を定めることが立法権にも要請される結果、法の支配と実質的法治主義の意味は、ほぼ同じ内容のものとなる。
-

4 憲法前文

1 前文の内容

六法全書で憲法の項目を見ると、上諭と当時の内閣の閣僚の署名があり、そのあとに「日本国憲法」という標題があります。上諭は、日本国憲法制定を天皇が公布したという意味を有する部分です。そして、日本国憲法の標題のあとに示されているのが前文です。

前文には、**国民主権**、**基本的人権の尊重**、**平和主義**という日本国憲法の基本原理が盛り込まれています。

まず、1項では、「…ここに主権が国民に存することを宣言し、…」と述べ、国民主権の原理を明らかにしています。

また、同じく1項の「日本国民は、…自由のもたらす恵沢を確保し、…」という部分で、基本的人権の尊重を明らかにしています。

さらに、同じく1項で、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」することを示し、2項で「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」することを示して、平和主義の考え方を明らかにしています。

なお、これとは別に、1項では、日本国民が「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」、国政の権力は「国民の代表者がこれを行使」するとして、代表民主制を採用することも明らかにしています。

2 前文の法的性質

(1) 法規範性

前文に法規範性が認められるということは、前文が日本国憲法の一部をなし、本文と同じように憲法改正権を法的に拘束する効力を有することを意味します。

前文の法規範性の有無については争いがありますが、法規範性を有すると解するのが通説の見解です。この見解を採った場合、前文を改正するには、憲法96条に規定する改正手続を経なければならないこと

になります。

(2) 裁判規範性

前文が本文と同じように法的効力を有する法規範であるとしても、そのことと、裁判所が裁判をする際に前文を直接の基準として用いることができるかということとは別の問題になります。このように**裁判所が裁判をする際の判断基準として用いることのできる法規範を裁判規範**といいます。判例や通説は、前文の裁判規範性を否定します。なぜなら、前文の内容は抽象的な法原理の宣言にとどまるものにすぎないので、直接裁判の基準とするためには明確性に欠けるからです。

この結果、制定された法律が前文に違反することがあるとしても、これを裁判で争うときには、憲法本文中の前文を具体化する条項に違反するものとして主張するべきであると解されています。ただし、前文をその具体化された条項の解釈の指針として用いることは許されると解されています。

これだけは覚えよう

➡ 前文の法的性質

法規範性あり→前文を改正するには96条の手続を要する

裁判規範性なし→裁判をする際の判断基準として用いることは×

※本文の解釈の指針として用いることは○

一問一答復習問題

- Q 1** 憲法前文は法規範性を有すると解するのが通説であるが、この見解を採ったとしても、前文を改正するには憲法96条に規定する改正手続を経る必要はないとされる。
- × (必要はない→必要がある)
- Q 2** 通説によると、憲法前文には裁判規範性が認められないが、前文をその具体化された条項の解釈の指針として用いることは許されると解されている。
-

第2編

基本的人権

プロローグ

本編では、人が人であることに基づいて当然に有する権利・利益である人権について学習していきます。人権と一口にいってもさまざまなものがあり、大きく分けて3つに分類されています。まず、「国家からの自由」である精神的自由権・経済的自由権などの自由権があります。さらに、「国家による自由」である社会権、「国家への自由」である参政権などがあります。以上のような、人権の性格についてのおおまかなイメージをもったうえで、本編の学習にあたってください。

第1章 人権総論

第2章 幸福追求権と法の下での平等

第3章 精神的自由

第4章 経済的自由

第5章 人身の自由

第6章 社会権

第7章 国務請求権・参政権

1 人権とは

1 人権の観念

人権とは、「人が人である以上、当然に有する権利」のことをいいます。基本的人権、あるいは基本権ということもありますが、ほぼ同じ意味であると考えていいと思われます。

日本国憲法では、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」（97条）と宣言するとともに、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」（11条）と定めています。

2 人権の本質

前にも述べたとおり、憲法には固有の意味の憲法と、立憲的意味の憲法があります。固有の意味の憲法は、誰に権力があるかを定めてあればよいものですが、立憲的意味の憲法は、個人の権利を保障する内容を備えていることが要求されています。

憲法学上、1789年のフランス革命を1つの転換点として捉えることができます。つまり、それまでの絶対主義的王政（ブルボン王朝）の下で圧政に苦しんでいた市民が自らの自由を獲得するために立ち上がったのがフランス革命です。そして、これによって制定されたフランス人権宣言には自由と平等という人権の根本理念が宣言されています。このように、国家が個人の領域に対して権力的に介入することを排除して個人の自由な意思決定を尊重すること（国家からの自由）に人権の本質があるとされます。

3 人権の特質

(1) 固有性

人権が、憲法や法律によって与えられるものではなく、人が人であることにより当然に有する権利であることを意味します。

日本国憲法が、人権を「信託されたもの」(97条)、「現在及び将来の国民に与えられる」もの(11条)と規定しているのは、この趣旨であるとされます。

(2) 不可侵性

人権が、「侵すことができない永久の権利」(11条・97条)であることを意味します。そして、このことから、国家権力が国民の権利を侵害することは原則として禁止されます。

(3) 普遍性

人権が、人種、性別、身分などにかかわらず、人であることに基づいて当然に保障されることを意味します。

日本国憲法が、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」(11条)と規定しているのは、この趣旨であるとされます。

これだけは覚えよう

➡ 人権の特質

- (1) 固有性＝人が人であることにより当然に権利を有すること
- (2) 不可侵性＝侵すことができない永久の権利であること
- (3) 普遍性＝人であることに基づいて当然に保障されること

一問一答復習問題

- | | |
|---|-------------|
| <p>Q 1 人権の固有性とは、人権が、人種、性別、身分などにかかわらず、人であることに基づいて当然に保障されることを意味する。</p> | × (固有性→普遍性) |
| <p>Q 2 人権の不可侵性から、国家権力が国民の権利を侵害することは原則として禁止される。</p> | ○ |
| <p>Q 3 日本国憲法が、人権を「信託されたもの」「現在及び将来の国民に与えられる」と規定しているのは、人権の普遍性を明らかにする趣旨である。</p> | × (普遍性→固有性) |

あ行

アクセス権	77
旭川学テ事件	71, 135
旭川市国民健康保険条例事件	241
朝日訴訟	134
委員会	181
家永教科書事件	90
違憲審査基準	86
違憲審査権	234
違憲審査制	261
板まんだら事件	215
一事不再議の原則	179
一般的効力説	235
一般的・抽象的法規範	164
営業の自由	100
営利的言論	82
愛媛県玉串料訴訟	65
公の支配	241
屋外広告物条例事件	88
恩赦	202

か行

海外渡航の自由	106
会期制	178
会期不継続の原則	179
会議の公開	181
外務省秘密漏洩事件	82
閣議	198
学習権	134
学問の自由	70
加持祈祷事件	63
河川附近地制限令事件	111
川崎民商事件	129
間接適用説	40
議院内閣制	194
議院の権能	188
議院の自律権	189, 217
規制目的二分論	101
喫煙禁止事件	37

基本的人権の尊重	8
宮廷費	211
教育を受ける権利	134
共産党袴田事件	216
行政権	194
行政手続と適正手続規定	128
京都府学連事件	49
居住・移転の自由	106
均衡本質説	184, 194
勤労の権利	136
経済的自由権	100
警察法改正無効事件	217
警察予備隊違憲訴訟	214
形式的意味の憲法	4
形式的意味の立法	164
刑事補償請求権	144
決算	243
検閲	90
厳格な合理性の基準	101
剣道実技拒否事件	63
憲法改正	261
憲法保障	260
権力的契機	157
権力分立（三権分立）	157
公共のために用ひる	110
公共の福祉	34, 108
皇室財産	211
麹町中学内申書事件	59
硬性憲法	6, 261
皇族費	211
幸福追求権	48
公務員の人権	35
小売市場事件	102
合理性の基準	101
国事行為	210
国政調査権	190
国籍法違憲判決	54
国籍離脱の自由	106
告知・聴聞を受ける権利	117

国民主権	8, 156	事前抑制禁止の原則	90
国民審査	230	思想・良心の自由	58
國務請求権	142	実質的意味の憲法	4
國務大臣の訴追同意権	204	実質的意味の立法	164
國務大臣の任免権	204	自白排除法則	124
国会単独立法の原則	164	自白補強法則	125
国会中心立法の原則	164	司法権	214
国会の権能	188	司法権の限界	215
国家緊急権	262	司法権の独立	190, 228
国家賠償請求権	144	社会学的代表	163
国権の最高機関	163	謝罪広告強制事件	59
個別的効力説	235	集会・結社の自由	96
固有性	21	衆議院の解散	184
固有の意味の憲法	4	衆議院の優越	168
さ行		私有財産制度	108
在外日本国民選挙権事件	149	自由委任の原則	163
在監者の人権	36	自由裁量行為	217
罪刑法定主義	117, 256	自由選挙	150
財産権	108	集団行動の自由	97
財政民主主義	240	住民自治	249
財政立憲主義	240	受益権	142
裁判員制度	224	取材の自由	80
裁判官の身分保障	229	常会	178
裁判官の良心	228	消極目的規制	100, 108
裁判の公開	223	小陪審	224
裁判を受ける権利	142	条例	256
猿払事件上告審	36	条例制定権	253, 256
参議院の緊急集会	185	昭和女子大事件	41
サンケイ新聞事件	78	職業選択の自由	100
参審制	224	女子若年定年制事件	41
参政権	148	知る権利	76
暫定予算	242	信教の自由	62
塩見訴訟	29	人権享有主体性	28
自己負罪拒否特権	124	人身の自由	116
事後法の禁止	125	森林法共有林事件	108
自作農創設特別措置法事件	110	税関検査合憲判決	90
自主運営権	189	政教分離原則	63
自主組織権	189	政治的代表	162
		精神的自由権	58

生存権	133
正当性の契機	157
正当な補償	111
制度的保障	26, 64, 71
制度的保障説	248
性表現・名誉毀損的表現	82
成文憲法	5
責任本質説	194
積極目的規制	100, 108
選挙運動規制事件	88
前文	14
相対的平等	52
租税法律主義	240, 257
空知太神社事件	66
尊属殺重罰規定判決	53

た行

大学の自治	71
第三者所有物没収事件	118
大陪審	224
弾劾裁判	230
団結権	136
団体交渉権	136
団体行動権（争議権）	136
団体自治	249
地方議会	253
地方議会の懲罰議決	216
地方自治	248
地方自治の本旨	248
抽象的審査制	234
町村総会制	253
直接選挙	150
沈黙の自由	58
津地鎮祭事件	65
抵抗権	262
定足数	180
適正手続の保障	116
適用違憲	235
天皇	210

東京都公安条例事件	97
東大ボボロ事件	72
統治行為	217
徳島市公安条例事件	91, 257
特別会	178
特別権力関係論	36
特別裁判所	222
特別の犠牲	110
苫米地事件	217
富山大学事件	216

な行

内閣総理大臣	199
内閣総理大臣の権能	203
内閣の権能	202
内閣の総辞職	199
内廷費	211
内容中立規制	87
奈良県ため池条例事件	109
成田新法事件	128
軟性憲法	6
二院制	168
二重の危険の禁止	125
二重の基準の理論	86

は行

陪審制	224
博多駅事件	80
反論権	77
被疑者	120
被告人	120
秘密選挙	150
表決数	180
表現の自由	76
平等選挙	149
不可侵性	21
付随的審査制	234
不逮捕特権	174
普通選挙	149

不文憲法	5
部分社会の法理	216
普遍性	21
プログラム規定説	133
分限裁判	223, 230
文民	198
平和主義	9
弁護人依頼権	121, 124
帆足計事件	106
法治主義	10
法適用の平等	52
報道の自由	80
法内容の平等	52
法の支配	10
法律上の争訟	214
法令違憲	235
補助的権能説	190
補正予算	242
「北方ジャーナル」事件	91

ま行

マクリーン事件	30
三菱樹脂事件	40
南九州税理士会政治献金事件	31
箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟	65
明確性の理論	91
「明白かつ現在の危険」の基準	87
明白性の原則	101
免責特権	174
目的効果基準	64
黙秘権	124
森川キャサリン事件	29

や行

薬局距離制限事件	102
八幡製鉄事件	31
唯一の立法機関	164
有権者団	252
予算	242

予算行政説	242
予算国法形式説	242
予算法律説	242
よど号ハイジャック記事抹消事件	36
予備費	243
「より制限的でない他の選びうる手段」(LRA)の基準	87

ら行

立憲的意味の憲法	4
立法者拘束説	52
臨時会	178
令状主義	120
レベタ事件	81
労働基本権	135

公務員試験 テキスト ゼロからはじめる！ クイックマスター 憲法

2012年3月15日 第1版 第1刷発行

編著者●株式会社 東京リーガルマインド
LEC総合研究所 公務員試験部

発行所●株式会社 東京リーガルマインド
〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10
アーバンネット中野ビル
☎03(5913)5011 (代表)
☎03(5913)6336 (出版部)
☎048(999)7581 (書店様用受注センター)

振替 00160-8-86652

www.lec-jp.com/

本文フォーマットデザイン&イラスト●デザインスタジオ ケイム
印刷・製本●秀英堂紙工印刷株式会社

©2012 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan

ISBN978-4-8449-0485-4

複製・頒布を禁じます。

本書の全部または一部を無断で複製・転載等することは、法律で認められた場合を除き、著作者及び出版者の権利侵害になりますので、その場合はあらかじめ弊社あてに許諾をお求めください。

なお、本書は個人の方々の学習目的で使用していただくために販売するものです。弊社と競合する営利目的での使用等は固くお断りいたしております。

落丁・乱丁本は、送料弊社負担にてお取替えいたします。出版部までご連絡ください。

ISBN978-4-8449-0485-4

C3332 ¥1800E



9784844904854

定価**1,890円** 本体**1,800円** +税5%

KD00485



1923332018002

使いやすさとわかりやすさにこだわりました!

- 基本事項から合格に必要な知識までよくわかる!
- 見やすい2色刷りと豊富な図表が理解を助ける!
- ポイントを押さえた解説で、重要項目が一目瞭然!